



< 市町村探訪 >

ひたちなか市都市景観ガイドラインの策定活動について

(ひたちなか市)

景観法が施行され、全国的に景観に対する関心が高まっている今日、本市においては、以前から公園のように美しい都市を目標に、幹線道路への街路樹の植栽や12地区約537haにおいて地区計画を定め、良好な住宅地の環境づくりを進めてきたほか、美しい自然環境を残すために10地区約330haの森林等を風致地区に指定するなど積極的に景観政策に取り組んできました。

しかし、これら個別の政策の指針となるものが無く、また地区計画等の規制が無い地区において建築活動等を誘導するための指針も無いことから、永くその作成が求められていたところです。都市計画マスタープランの改訂も迫っていることから、これにも活かせるように、平成20年度から都市景観のガイドラインの素案を作成するワーキングチームの活動を開始しました。

本市には、緑豊かな台地、天然記念物である中生代白亜紀層の岩礁や砂浜で変化に富んだ海岸線、那珂川と沿岸の豊穡な田園地帯、中小河川が形成する谷津、整然と整備された市街地の街並みといった美しい景観資源があります。また多くの人で賑わう勝田全国マラソン大会などのイベントや水田地帯を走るひたちなか海浜鉄道が周囲の風景と一体となって作り出す景色、さらには新鮮な魚と買い物客で賑わう魚市場の光景も大切な景観と考えています。

このような多様で多岐にわたる景観を維持し、新たに創造するために、ガイドラインをどのようにしてまとめ、また市民の景観に対する意識を高めていくかが、この原稿を執筆している現在、事務局の一人として非常に頭を悩ませているところです。



〔良好な自然景観〕



〔良好な都市景観〕



では、ここでワーキングチームの構成と活動について紹介したいと思います。

構成員は、景観施策に関連している課の職員と、景観政策に関心がある職員で所属長と都市計画課長の推薦を得た者の計13名からなっています。

また、アドバイザーとして、県都市計画協会で運営している「まちづくりアドバイザー制度」を活用させていただき、茨城大学工学部都市システム工学科の小柳武和教授から策定に向け指導・助言をいただいております。

平成20年11月から始まって、月1回ペースで集まって協議していますが、構成員は、担当職務をこなしながらの参加になるため、全員揃うことは難しい状況にありますが、仕事上や個人的に感じている景観やまちづくりに対する意見を出しあっています。第三者から見ると雑談にしか聞こえてこないような話からガイドライン策定につながるヒントが出たりしています。平成20年度中に素案を完成させるため現在頑張って活動していきたいと思っています。



〔小柳教授を交えてのワーキングチーム活動風景〕

〔問い合わせ先〕

ひたちなか市都市計画課 山口 雅美

029-273-0111 (内) 1361

E-mail toshikei@city.hitachinaka.lg.jp